

# 学校法人聖徳学園寄附行為施行細則

## (目的)

第1条 この細則は、学校法人聖徳学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第49条の規定に基づき、この法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (理事会の業務)

第2条 寄附行為第16条第2項の規定により、理事会が決定する法人の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 学園経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針並びに事業に関する中期的な計画の決定に関すること。
- (2) 寄附行為及び学則の変更に関すること。
- (3) 重要な規則及び規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) この法人の設置する大学の学長及び学校（聖徳自動車学園を含む）の校長並びに幼稚園の園長の任免に関すること。
- (5) 予算及び決算の議決並びに事業計画の策定に関すること。
- (6) 1件1千万円を超える施設関係及び設備関係支出についての、予備費の使用に関すること。
- (7) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関すること。
- (8) 予算外の重要な義務負担又は権利放棄に関すること。
- (9) 法人の合併及び解散に関すること。
- (10) 寄附金の募集に関すること。
- (11) 名誉理事に関すること。
- (12) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準に関すること。
- (13) その他この法人の重要事項に関すること。

2 理事会は、前項に定める事項を除き、本法人の業務決定の権限を理事長に委任する。

3 理事長は、前項の定めによる本法人の業務決定の権限の一部「大学に関する教学業務」を、学長に委任することができる。

## (理事長の専決事項)

第3条 理事長の専決事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 理事会の招集と議事の総括に関すること。
- (2) 理事会の議決又は同意を求める議案及び報告の提出、並びに各委員会に対する諮問及び承認に関すること。
- (3) 評議員会の招集と諮問事項に関すること。
- (4) 学園経営の総合的な企画、調整及び運営に関する基本方針並びに事業に関する中期的な計画の立案に関すること。
- (5) 定例的な法人関係の行事に関すること。

- (6) 事業計画の策定及び予算の編成に関すること。
- (7) 予算の執行（1件1千万円を超える施設関係及び設備関係支出に関する予備費の使用を除く。）に関すること。
- (8) その他理事会が特に認めた事項に関すること。

2 理事長は、前項各号に定めるもののうち重要なものを除き、常務理事に委任することができる。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い理事が理事長の職務を行う。

#### **(副理事長の選任、解任及び職務)**

第4条 寄附行為第6条第3項の規定に基づき、理事（理事長を除く）のうち1名を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長の職を解任するときも同様とする。

2 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

#### **(常務理事の選任、解任及び職務)**

第5条 寄附行為第6条第3項の規定に基づき、理事長・副理事長以外の理事のうち1名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事を解任するときも同様とする。

2 常務理事は、理事長から委任された事項及び理事会において承認された法人全般にわたる業務を掌理する。

3 理事長よりの委任事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の編成に関すること
- (2) 予算の執行（1件1千万円を越える施設関係及び設備関係支出に関する予備費の使用を除く。）に関すること

#### **(理事の業務分担)**

第6条 この法人の円滑なる業務の遂行を図るため、理事長は必要に応じて、教学等の担当理事を指名し、その業務を分担させることができる。なお、理事の業務分担についての必要な事項は別に定める。

#### **(法人役員等の遵守事項)**

第7条 役員及び評議員は、学園の建学の精神を体し、学園発展のため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 役員及び評議員としての品位を保持し、学園の名誉を傷つけ信用を失墜させるような行為をしないこと
- (2) 学園における業務上の機密事項及び不利益になる事項を他にもらさないこと。

2 前項各号に背反したときは、寄附行為第11条第1項及び第26条第1項の規定に従い、解任することができる。

#### **(規程の改廃)**

第8条 この施行細則を改廃しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この施行細則は、昭和 56 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 この細則の施行の日をもって学校法人聖徳学園寄附行為施行細則(昭和 54 年 6 月 29 日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この細則の施行の日をもって学校法人聖徳学園理事会組織規程（平成 7 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この施行細則は、平成 13 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。